

8 市の災害対策

青梅市地域防災計画にもとづき市では、震度5弱以上または市長が必要と認めた場合に、「青梅市災害対策本部」を設置して、夜間や休日の場合でも、職員を動員し応急対策活動の体制を整えます。また、防災拠点（各市民センター）に地区対策本部を設置し、自主防災組織と連携して災害対策にあたります。

(1) 災害対策本部の体制と役割

青梅市災害対策本部

本部長：
青梅市長

- ①災害情報の収集および伝達をします。
- ②避難所を開設します。（食料等の調達と配分、飲料水の確保、情報の提供等）
- ③消防署、消防団、警察署等と連携し、人命の救助・救出、消火活動にあたります。
- ④関係機関と連携し、電気、通信、ガスおよび上下水道施設の応急復旧を進めます。
- ⑤公共土木施設の応急復旧を行います。

地区対策本部(各市民センター)	自主防災組織	管轄避難所(※Cはセンターの略)
青梅地区対策本部	青梅地区防災対策委員会	青梅総合高校、一小、一中
長淵地区対策本部	長淵地区防災対策委員会	二小、友田小、二中
大門地区対策本部	大門地区防災対策委員会	吹上小、吹上中、三小、三中
梅郷地区対策本部	梅郷地区防災対策委員会	五小、西中
沢井地区対策本部	三田地区自主防災対策委員会	六小、沢井市民C、御岳山ふれあいC
小曾木地区対策本部	小曾木地区自主防災組織連絡会	七小、六中
成木地区対策本部	成木地区防災対策委員会	成木小、七中
東青梅地区対策本部	第八支会地区防災対策委員会	四小、東青梅市民C、霞台中
新町地区対策本部	新町末広町地区自主防災対策委員会	霞台小、泉中、若草小、新町小、新町中
河辺地区対策本部	河辺地区防災対策委員会	総合体育館、河辺小、河辺市民C
今井地区対策本部	第11支会地区防災対策委員会	今井小、藤橋小

(2) 災害への備えの対策

①物資備蓄

- (1)食料 想定避難所避難者の2日分を整備
3日目以降は都からの供給、協定先からの調達
- (2)便袋 想定避難所避難者の3日分を目標に整備

②避難場所・避難所整備

- (1)避難場所 震災時66か所 風水害時40か所
- (2)避難所 32か所 全避難所の耐震性確保

③給水体制

- 都指定応急給水拠点8か所
応急給水栓(避難所)32か所

④医療救護体制

- 災害時に市民センター等に医療救護所を設置

⑤訓練の実施

- 震災を想定した総合防災訓練の実施

⑥土砂災害・水害への対策

- 土砂災害対応訓練の実施、ハザードマップの作成

⑦災害時応援協定の拡充

- 民間企業や他自治体との協定による物資等の確保

⑧防災知識の普及啓発

- 防災リーダーの育成、出前講座の実施等

(3) 火災に備える設備

①地域配備消火器 526基

②消火栓器具格納箱 440基

ホース(2本で40m)と開栓器が格納しており、消火栓に接続して放水できます。

③消火栓 3,565基

平常時の火災に備えて整備しています。

震災時でも水道管が破損しなければ消火に使用するほか、応急給水栓(簡易な蛇口)を付けて飲料水供給ができます。

④防火水槽 802基

震災などで水道管破損により消火栓が使用できない場合でも、消防ポンプを使用して消火活動を行うことができる消防水利です。



(4) 避難行動要支援者支援制度

市では、平常時からの名簿等の提供に同意された方の情報をもとに、避難行動要支援者（災害時の避難の際に、特に支援が必要な方）の名簿や個別避難計画を作成し、地域の方々や各機関とともに、災害時の避難支援や平常時の見守り活動に取り組んでいます。

同意されなかった方については、平常時から名簿情報等の提供は行いませんが、災害発生時または発生のおそれがあるときは、同意の有無に関わらず名簿情報等を提供する場合があります。

避難行動要支援者



要介護の方で

介護保険制度の要介護3～5のいずれかに該当される方



障がい者の方で

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかに該当される方



75歳以上の方で

75歳以上のみの世帯の方

左記以外で
避難の支援が必要であると市長が認めた方

※施設に入所中の方は対象外となります。

避難支援等関係者



警察署



消防署



消防団



自主防災組織
自治会連合会



民生・児童委員
社会福祉協議会



親族その他市長が
認める避難支援等の
実施に携わる関係者

●名簿対象となる方への支援内容

【平常時の支援】

- 日頃からの声かけ、見守り
- 防災に関する情報提供
- 防災訓練等への参加を促進する活動
および災害時に備えた避難訓練など

【災害時の支援】

- 安否の確認
- 避難準備情報などの災害情報の伝達
- 避難場所への避難誘導など



この制度による支援は、地域の方の「助け合い」、善意によって成り立つものです。名簿情報等を提供した、自主防災組織や民生児童委員の方も、災害時には被災者となり、助けに行くことができないこともあります。

(5) 生活再建（罹災証明書、応急危険度判定）

罹災証明書

罹災証明書は、風水害や地震などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類です。義援金の給付や公共料金の猶予など、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されています。

- 【各種被災者支援策】
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 給付 | ：被災者生活再建支援金、義援金 等 |
| 融資 | ：(独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等 |
| 減免・猶予 | ：税、保険料、公共料金 等 |
| 現物支給 | ：災害救助法にもとづく応急仮設住宅、住宅の応急修理 等 |

●被災から支援措置の活用までの流れ

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2第1項）



応急危険度判定

大地震が発生した場合、余震等による二次災害を防止するため建築物の調査（応急危険度判定）を行います。建築物が安全かどうか「危険（赤）」「要注意（黄）」「調査済（緑）」の3区分で判定し、建築物の見やすい場所に表示し、居住者等にお知らせします。

（この調査は、罹災証明書発行に伴う被害認定調査とは異なるものです。）

応急危険度判定ステッカー



災害見舞金等の支給 災害援護資金の貸付

暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象、または火災等の事故から生じる被害による被災者に対して、見舞金等の支給、および貸付の制度があります。

(6) 避難先の種類

避難施設には、避難場所、避難所、二次避難所（福祉避難所）という3種類があります。災害発生時または発生するおそれがある場合に、市の判断によって開設されます。

避難場所

- 地震および風水害から避難して、一時的に身の安全を確保するための場所

避難所

- 家屋の倒壊などにより自宅に住むことができなくなった方が、生活の場として何日もとどまる場所

二次避難所（福祉避難所）

- 避難所、避難場所での避難生活が困難な要配慮者が避難生活を送る場所
※要配慮者…高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

